

本山町地域おこし協力隊の募集について (平成31年度 随時募集)

本山町は高知県の中央北部、四国山脈の中央部に位置し、町の約90%を森林が占める山間の町で、桜やシャクナゲ・ツツジ等の花々、吉野川でのアウトドアスポーツ、棚田など、自然豊かな町です。

平成22年度より導入した「地域おこし協力隊」は住民とともに地域の元気づくりや新たな地域活性化に向けた様々な活動を展開し、これまでに合計18名が卒業、現在は5名の隊員が各ミッションで活動しています。



この成果を発展させ、本山町をさらに元気にしてくれる方、地域の活性化にチャレンジする方を「本山町地域おこし協力隊」として全国より募集します。

1. 募集業務・人員

業務名	活動内容	募集人員
地域企業支援活動 (本山町農業公社)	① 地域農業の存続を目指した活動 農地や農業用施設の維持管理体制の構築・担い手育成のための農家所得向上に向けた取り組みなど ② 農業公社の運営強化のための活動 農作業受委託事業・種苗事業・農地の保全活動・特産品普及事業などの展開 ③ 農業公社の組織強化のための活動 農産物のブランド化や商品開発、販路拡大など	2名
※ その他業務に関係なく、下記活動を推進していただきます <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域行事等コミュニティ活動支援 ・ 町内各種団体の活動支援 ・ 地域住民との連携活動 ・ 移住及び交流事業の支援 ・ その他、地域の活性化に必要な活動 		

2. 募集対象

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 平成31年4月1日現在で、年齢が満20歳以上50歳以下の方
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等に住所を有し、本山町地域おこし協力隊として任用後に本山町に生活の拠点を移し、住民票を異動させることができる方

※ 地域要件の詳細については、総務省ホームページ又は本山町ホームページ内協力隊募集ページにてご確認下さい。

- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、地域住民とともに積極的に取り組む意志のある方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方（AT 限定は不可）
- (5) パソコン（ワード・エクセル・インターネット等）の一般的な操作ができる方
- (6) 任期終了後も継続して本山町へ定住する意志のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方（最終頁参照）

3. 任用形態・勤務条件等

雇 用 形 態	本山町非常勤嘱託職員として採用 ※ 雇用形態については、地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、2020年4月以降は『会計年度任用職員』に移行する予定です。
採 用 予 定 日	相談のうえ決定
委 嘱 期 間	・採用日～2020年3月31日（年度ごとに更新） ただし、活動実績等を踏まえ最長3年まで延長 ・地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります
報 酬	月額 166,000円（予定） ※ その他、各種手当（通勤手当、時間外手当、退職手当等）及び賞与は支給しません
勤 務 日 数 ・ 時 間	原則週4日間勤務（月124時間） ※ 時間外勤務、休日勤務は振替対応とします
加 入 保 険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険
待 遇 等	・委嘱期間中の住居は町が用意（無償貸与） ・活動に関する経費（出張旅費、消耗品、通信費等）は、町が予算の範囲内で負担 ・業務に支障のない範囲で兼業可

4. 応募手続

(1) 応募受付期間

平成31年3月18日（月）より随時受付

※ 応募状況により受付を停止する場合がございますので事前にお問い合わせ下さい。

(2) 応募方法

郵送またはEmail

※ 提出された書類は返却いたしません

(3) 提出書類

ア 本山町地域おこし協力隊応募用紙

※ 直筆またはパソコンで作成のうえ、顔写真を添付（PDFによる提出可）

イ 活動目標レポート

- ※ テーマ『私の提案する中山間地域の次世代農業』
- ※ 用紙は、A4縦長・横書き、1000字以内とし、氏名を右上に入れる
- ※ PDFによる提出可

5. 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を文書で通知

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、本山町役場において面接を実施（交通費自己負担）

(3) 最終選考結果の通知

文書にて通知

6. 応募・問い合わせ先

〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山504番地 本山町役場 政策企画課

TEL：0887-76-3915 FAX：0887-76-2943

E-Mail：kikaku@town.motoyama.lg.jp

地方公務員法抜粋

(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者